

— 【用語解説】 —

《あ行》

い	一般乗用タクシー	定員が10人以下の車両を貸し切って旅客を運送する事業。
	一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用タクシーに同じ。
	インバウンド	外国人が訪れてくる旅行のこと。
お	オフピーク	ピーク時を外した時間帯。
	オープンデータ	機械判読に適したデータ形式で、二次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり人手を多くかけずにデータの二次利用を可能とするもの。誰でも許可されたルールの範囲内で自由に複製・加工や頒布などができる。

《か行》

か	環境定期券	通称「のれバスて〜き」。通勤定期券保有者とその家族が土日祝日に路線バスを利用する際、割安料金で乗車できる仕組み。
	貨客混載事業	旅客自動車運送事業者は旅客の運送に、貨物自動車運送事業者は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、両事業の許可をそれぞれ取得した場合には、乗合バスについては全国で、貸切バス、タクシー、トラックについては過疎地域において、一定の条件のもとで事業の「かけもち」を行うことができる仕組み。
	過疎地域	ここでは、貨客混載事業が可能となる地域のこと。具体的には、(平成29年8月7日付け国自安第97号、国自旅第128号、国自貨第64号)に規定する過疎地域を指し、尾道市内では旧御調町、旧向島町、旧因島市、旧瀬戸田町の区域が該当する。
き	キャッシュレス	現金を使用せず、クレジットカードや電子マネー、バーコードやQRコードを介した仕組み。
	救援事業	本来のタクシー業務を妨げない範囲で、運輸支局への届出により、買い物代行や電球交換、処方箋や薬の受け取り代行などを行うことができる事業。
	共同経営	事業者の合併等によらず、企業形態をそのまま維持しつつ、複数の事業者が、共同で、運賃・路線・ダイヤ等の設定を行うことにより、乗合バス事業等の経営を行うこと。
く	クロスセクター効果	地域公共交通を廃止した時に追加的に必要となる多様な行政部門の分野別代替費用と、運行に対して行政が負担している財政支出を比較することにより把握できる地域公共交通の多面的な効果のこと。
け	計画運行回数	片道を0.5回(循環の場合は1循環で1.0回)として1年間に運行される、計画上の運行回数。
	系統	起点、終点及び途中の経由地が異なるバスの運行経路の最小単位。

こ	交通空白地	駅やバス停が一定の距離の範囲内にはない地域のことを指す「利用圏」の圏外にある地域。本計画では、バス停から半径 400m の範囲内を利用圏としており、その圏外を交通空白地としている。
	港内渡船	ここでは、尾道水道内の約 300m 区間（本土部から向島まで）を運航する渡船。
	交通結節点	自転車や自動車、バス、電車などの複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えることができる場所。

《さ行》

さ	サイクルツーリズム	自転車に乗ることそのものを楽しむ、あるいは自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しむ取組。
	サービス水準	ここでは運行便数とほぼ同義としている。
	サイクルシップ	自転車を解体せずに、一定程度の台数をそのまま積み込むことができる旅客船。
	サイクルラックバス	自転車を解体せずにそのまま積み込むことができるラックを備えたバス車両。
	サイクルトレイン	自転車を解体せずにそのまま積み込むことができる鉄道車両。
し	シームレス	「継ぎ目がない」という意味。英語由来で seam(継ぎ目・縫い目)+less(を持たない)と分解できる表現で、日本語としては多くの場合、機能やサービスがよく連携していて（一貫性があり）利用者にとって快適であるという意味合いで用いられる。
	ジャンボタクシー	一般的なタクシーは 4 名(乗務員除く)であるのに対し、5 名以上の乗車や大量の荷物を載せることができるタクシー。
	自家用有償旅客運送	バスやタクシー事業者によるサービスの提供が困難な場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置を取った上で、自治体や NPO 法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
	準特定地域	改正タクシー特措法に基づき、タクシー事業が供給過剰となるおそれがあると認められ、タクシー事業の適正化及び活性化を推進することが必要であると認める地域として、国土交通大臣が指定するもの。
	自主運行路線	運賃収入等の自己資金のみで運行する路線バス。
	自転車キャリア	自転車を輸送するために自動車やバスに取り付けられた装置。
	上下分離	施設・車両等の資産の保有や整備を行う主体と、旅客運送を行う主体を切り分ける仕組み。
	自動車専用道路	特定の道路について、自動車のみ的一般交通の用に供することとする仕組み。
	す	ストック
せ	生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。
	生活交通	地域公共交通に同じ。

船員手帳	船員の身分証明書であって、船員の履歴、有給休暇の付与、船員保険、健康証明等の事項が記載されている書類。漁船やその他の船舶で就労する場合は受有しなければならないとされている。国によっては、船員手帳を所持する者に対して上陸許可を付与する例もあるため、船員のパスポート代わりに用いられることもある。
船員法	船員のみを対象とした、労働者の保護の観点から一定のルールを定める法律で、労働基準法とは異なり海上労働の特殊性を反映したもの。

《た行》

た	第三セクター	日本国政府または地方公共団体(第一セクター)が、民間企業(第二セクター)と共同出資により設立した法人で、国や地方公共団体と民間が合同で出資・経営する企業のこと。
ち	地域公共交通	地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関。
	地域協議会	タクシーの準特定地域において、準特定地域計画の作成、当該準特定地域計画の実施に係る連絡調整、その他当該地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するに当たり必要となる事項の協議を行うために設置する協議会。
	地域活動	地域団体や NPO をはじめとする多様な主体が、自分たちのまちを住み良くするため、そして地域課題を解決するための様々な活動。
つ	ツーステップ車両	乗降口の踏み板が2段になっているバス車両。
て	テレワーク	情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方のこと。
	デジタルサイネージ	「電子看板」とも呼ばれ、交通機関の運行状況など刻々と変化する情報等、映像や文字を表示する情報・広告媒体。
	電子チケット	紙媒体のチケットをデジタルデータ化したもの。
	デマンド交通	予約型の運行形態の乗合輸送サービス。
	デジタルトランスフォーメーション	DX と略される。デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化なども変革していくような取組を指す概念。
と	トレードオフ	両立できない関係性。
	都市機能	都市において必要な文化、教育、保健・医療・福祉、商業、工業などのサービスを提供する機能や居住機能。
	同一航路 同一運賃の原則	同一とみなされる航路では同一の運賃体系(賃率)とする原則。

《な行》

な	内航船	国内の港間を結び、国内物流を支える内航海運に従事する貨物船。
	ナショナルサイクルルート	自転車活用推進法に基づき、自転車を通じて優れた観光資源を有機的に連携するサイクルツーリズムの推進により、日本における新たな観光価値を創造し、地域の創生を図るため、令和元年9月に創設されたサイクルルート。
に	二種免許	旅客自動車であるものを、旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転する際に必要となる免許証。
の	乗合タクシー	定員が10人以下のタクシー車両を用いて運行される乗合運送事業。

《は行》

は	バリアフリー	高齢者・障害者等が生活していく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去する考え方。
	バスロケーションシステム	無線通信やGPS等を用いてバスの位置情報を収集し、バス停の表示板や携帯電話、パソコン等に情報提供するシステム。
	パターンダイヤ	公共交通機関がある一定の間隔で周期的に運行するダイヤ。
	パークアンドライド	市街地への自動車の流入を抑制するための対策で、自宅から最寄り駅・バス停まで自動車を使い、近接した駐車場から公共交通機関に乗り換えて目的地まで移動すること。
ひ	広島型 MaaS 推進事業	中山間地域における公共交通の利便性と持続可能性の双方を高めるため、交通事業者・利用者・受益者（商業施設等）が主体的に連携し、デジタル技術を活用しながら、交通と生活サービスを1つのサービスとすることを目指す県の事業。
ふ	フィーダー系統	バスの停留所、鉄軌道駅、港及び空港において、幹線ネットワークと接続して支線として運行している地域公共交通。
へ	平均乗車密度	1便あたりのバスに乗った乗客数を全線で平均した値。輸送人キロ（利用者全員が利用した距離の総和）を実車走行キロ（営業運行した距離の総和）で除して求められる。
	平均運行回数	1日あたりの運行回数の平均値。
ほ	母港	船の拠点となる港。航路の場合は、起点となる港を指す。

《ま行》

ま	待合環境	利用する公共交通機関が到着するまでの時間を過ごす場所の環境（ハード・ソフト）。
み	みなとオアシス	地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資する「みなと」を核としたまちづくりを促進するため、住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省が登録したもの。

も	モビリティデータ 連携基盤	中山間地域をはじめとする各地域の交通ネットワークの維持・確保に向け、デジタル技術を活用したデータ分析に基づく、より効率的で利便性の高い交通体系の構築を目指し、県及び県内市町が今後交通政策に活用するために広島県が整備するデータプラットフォーム。
	モビリティ・ マネジメント	「過度に自動車に頼る状態」から「公共交通や徒歩などを含めた多様な公共交通手段を適度に（=かしこく）利用する状態」へと少しずつ変えていく一連の取組。
	モータリゼーション	自動車が普及し、一般の生活の必需品となる現象。

《や行》

ゆ	輸送量	ある路線が運んでいる旅客の人数。平均乗車密度に運行回数を乗じて求められる。
	輸送資源	地域公共交通のみならず、自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送等、移動や輸送に係る手段全般。

《ら行》

り	利用圏	交通空白地を参照。
	輸行	遠方でサイクリングを楽しむために、自転車を分解して、鉄道やバスなどの公共機関に持ち込んで目的地まで移動すること。

《123》

2	2次交通	拠点となる空港や鉄道の駅から観光地等の目的地までの交通のこと。
---	------	---------------------------------

《ABC》

G	GTFS データ	「General Transit Feed Specification」の略。公共交通機関の時刻表とその地理的情報に使用されるファイルの共通形式。JP データは、「静的データ」と言われ、時刻表やバス停位置情報、便の情報などを扱う。RT データは、「動的データ」と言われ、車両の位置情報や運行情報などを扱う。
I	IC カード	情報(データ)の記録や演算をするための IC(集積回路)を内蔵しているカード。交通系 IC カードは、繰り返しチャージ(入金)して利用でき、非接触で運賃の決済ができる。
	IoT 技術	Internet of Things の略で、家電製品や車等の様々なモノとインターネットを接続し、相互に制御することが可能な仕組み。

M	MaaS	マースと読む。Mobility as a Service の略。地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、観光や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。
P	PASPY	広島地区の鉄軌道（広島電鉄・広島高速交通）・バス事業者等で導入されている非接触型 IC カードの名称。
Q	QR コード	Quick Response の略。バーコードを拡張するために開発された 2 次元コード。従来のバーコードと比べて大容量のデータを格納することが可能。